

安全管理及び衛生管理特別指導事業場御指導の概要

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部

事業場における安全面と衛生面の労働災害の減少とリスクの低減を目的に、安全衛生管理水準の向上を図るため、各労働基準監督署発行の安全衛生指導書に記載の指導事項及びその他に基づき、埼玉労働局長から労働災害防止を図る必要がある事業場に対し、安全衛生改善計画書作成の指示がなされます。

その場合、以下の改善措置を指導します。

1. 事業場の施設の改善措置
2. 安全衛生教育の改善措置
3. 安全衛生管理体制の改善措置

その目的は、これらの改善措置を計画的に実施する安全衛生改善計画を作成し、事業場における労働災害の減少とリスクの低減を具体化し、安全衛生管理水準の向上を図ることにあります。

(具体的実施例、実施内容は、個別事業場に必要項目を実態に応じ、過去の事例も参考にしつつ、新たな対策を実施します。)

私たち(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会に所属する、
労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントは、
労働安全衛生法の以下の条項に則った資格者です。

労働安全衛生法

第9章 安全衛生改善計画等(第78条―第87条)

第1節 安全衛生改善計画

(安全衛生改善計画の作成の指示等)

- **第78条** 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画(以下「安全衛生改善計画」という。)を作成すべきことを指示することができる。
2 事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、

労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の意見をきかなければならない。

(安全衛生改善計画の遵守)

- **第79条** 前条第1項の事業者及びその労働者は、安全衛生改善計画を守らなければならない。

(安全衛生診断)

第80条 都道府県労働局長は、第78条第1項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

第2節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント

(業務) **第81条** 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。

(義務) **第86条** コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(日本労働安全衛生コンサルタント会) **第87条** コンサルタントは、全国を通じて一の日本労働安全衛生コンサルタント会と称する民法第34条の規定による法人を設立することができる。

2 日本労働安全衛生コンサルタント会は、コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

3 第1項の法人以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会の文字を用いてはならない。